

**第 4 回川西薩地区法定合併協議会
会 議 録**

平成 1 5 年 3 月 2 8 日

川西薩地区法定合併協議会

第4回川西薩地区法定合併協議会会議録

開催年月日 平成15年3月28日(金)
開催場所 シーサイドガーデンさのさ(串木野市)
開 会 午後2時53分
閉 会 午後4時59分
出席者

川西薩地区法定合併協議会会長及び委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	田 畑 誠 一	黒 瀬 一 郎	原 口 博 文
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	田 中 憲 夫
	今 村 妙 子	古 川 司	永 徳 親 久
	上 夷 慶 克	後 夷 安 男	淵 脇 紀 子
	野久尾 正 徳	宮 脇 秀 隆	帯 田 博 美
	大 津 正 利	宮 元 泰 子	福 元 忠 一
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	田 島 忠 志	吹 田 紘 男	森 園 正 堂
	渡 辺 一 徹	寺 師 勉	北 迫 茂
	山 元 温 治	田 原 八 工	今 村 松 男
	瀬 尾 和 敬	平 田 陽 一	肥 後 耕 作
	川 畑 禮 二	塩 田 至	岸 悍
	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫	純 浦 勝 志
	山 下 廣 江	藏 元 欽 一 郎	村 尾 幸 生
	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫	西 仙 可
	石 原 弘 子	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	橋 野 利 邦	小 村 庄 昌	塩 釜 悦 子

以上52名

顧 問 西中須 浩一 馬 場 英 俊

川西薩地区法定合併協議会委員欠席者

委 員 平 林 徳 子 中 野 捷

以上2名

川西薩地区法定合併協議会事務局

事務局長 田 中 良 二

事務局次長 満 園 健士郎

事務局員 森 園 一 春

棚 町 健 治

平 利 朗

堀 切 良 一

古 川 英 利

堀之内 孝 充

川 野 眞 司

村 岡 斎 哲

上須田 敏 秋

久 米 道 秋

田 代 健 一

江 口 洋

橋 口 堅

井出上 和 洋

奥 平 幸 己

前 田 隆 盛

久 徳 和 久

会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱状交付
- 4 議 事
 - (1) 議案審議
 - 議案第 1 0 号 合併協定項目 (案) について
 - 議案第 1 1 号 合併の方式について
 - 議案第 1 2 号 合併の期日について
 - 議案第 1 3 号 新市の事務所の位置について
 - 議案第 1 4 号 川西薩地区法定合併協議会平成 15 年度事業計画 (案) について
 - 議案第 1 5 号 川西薩地区法定合併協議会平成 15 年度歳入歳出予算 (案) について
 - (2) 協議事項
 - まちづくり広聴会実施要領 (案) について
 - まちづくりフォーラム提言報告会実施要領 (案) について
 - (3) 報告事項
 - まちづくりフォーラムからの提言
 - 「 23-3 電算システム事業」検討状況について
 - 「 11 条例、規則等の取り扱い」検討状況について
 - 事務の進捗状況について
 - (4) その他
 - 次回協議会の開催等について
- 5 閉 会

司会者（川野眞司事務局次長）

まもなく会議を開催いたしますが、会議に入ります前に資料の確認をお願いいたします。

お手元にお配りしてございますが、資料1、協議会会次第、それから資料2、協議会資料、資料3、まちづくりフォーラム提言書でございます。よろしいでしょうか。

では、大変長らくお待たせいたしました。それでは、ただいまから第4回川西薩地区法定合併協議会を開会いたします。

開会にあたりまして、当協議会の森会長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。第4回目の川西薩地区法定合併協議会を開催するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

開会にあたりまして、冒頭、この会議の始まりが遅くなりましたことにつきまして、深くお詫びを申し上げます。先に開きました首長会の調整会が少し時間がかかりましたので、遅れてしまいましたことを深くお詫びを申し上げます。

ところで、春爛漫、周囲の山々、そしてそれぞれ庭先に咲いております桜が満開となりました。また、この会場にまいります道すがら、道中には草花が美しく咲き誇っております、本当に春爛漫という感じが強くいたしたところでございます。

皆様方には、年度末で何かと大変ご多用中にも関わりませず、本日、法定協議会を開催いたしましたところ、万障お繰り合わせ、大変、参加をしていただきまして、ありがとうございました。

ところで、この法定協議会を2月に3回目を開催いたしましたから、今回で4回目を迎えたわけでございますが、この間、いろんな県内におきましても、合併問題について、大きな動きがあったことにつきましては、新聞、テレビ等を通じまして、皆様方もご案内のとおりでございます。

当川西薩地区法定合併協議会におきましても、ご案内のとおり、串木野市の市長さんによりますアンケート調査等の実施があり、また、祁答院町におきましては、住民投票の告示がなされ、あさって投票ということでございまして、この9つの団体におきます法定協議会におきましても、大きな動きが、今、進んでいるところでございます。

ところで、先ほど開きました首長調整会議の中で、串木野市長さんのほうからご発言をいただきまして、いろいろと日置地区とのアンケート調査の結果に基づく、日置地区とのいろんな合併についての模索もなさっておられるやに、報道等を通じて承知しているが、そこらあたりについての市長さんのお考えをお聞きしたところであります。

田畑市長さんとされましても、60%を超える住民のアンケート調査につきましては、これは結果を大切にしなければならない、50年に1回の合併でありますので、民意を大切にやっていかなければいけないと、こういう強い思いを持っておられるわけであります。

がしかし、これまで当法定合併協議会におきましては、昨年の 12 月、それぞれの議会の議決を経て、そして今日まで合併に向かってのいろんな諸事務事業を展開をしてきているところであり、また、新市名称の小委員会におきましては、すでに名称の公募をいたしているところでもありますし、また、後ほどご提言をいただくことになっておりますけれども、まちづくりフォーラムにおきましても、新市まちづくり計画に対しましてのご提言等もいただくことになっております。

事務事業が合併に向かってどんどん進んでいる段階でございますので、ここに至りまして、串木野市さんの動向というものは、事務事業を進めていく事務方からいたしましても、また、私どもも合併しようとする市町村の動向からいたしましても、大変、関心が深いわけでありまして。

そこで、ただいま申し上げましたとおり、いつ、どのような形で串木野市の整理ができるのかどうかを、市長さんからお伺いしたところであります。

その結果、これから日置の 6 町の町長さんと一両日中にお会いをし、そしてご意見等をお聞きし、3 月 31 日までには、日置に進むのか、あるいは川西薩に残って、これから一緒に力を合わせ、心を合わせてやっていくのか、返事をしたいということでございます。

もちろん、日置の法定協の中におきましては、付議するかどうかということについては、金峰町さんが付議しないということでございましたので、住民発議によります運動等の関係については、一応、これは法律上は終わったことになるわけでございますけれども、新たにまた、いろんな考えがあらわれるかどうかは、今は私どもの中では承知はできません。

しかしながら、相談、いろいろとお礼方々、ここ一両日中にやってみたいという熱い思いを持っておられますので、私どもといたしましても 3 月 31 日までのご返事をいただければ、あと、あくる日から 4 月 1 日に向かって、新年度の予算執行に入りますので、市長さんのお考えがまとまったならば、大変、また私どもといたしましても、対応がスムーズに行くのではなかろうかと、かように思っているところでございます。

もちろん、私ども川西薩地区法定合併協議会といたしましては、できるだけ、これまで一緒にやってきたわけでございますので、残っていただきたいわけでございますが、先ほどから申し上げておりますとおりのアンケートの結果等を大切にしたいという思いを熱く熱く持っておられますので、串木野市長さんのご意見も尊重しなければならないと、かように思ったところでございます。

以上、少し長くなりましたけれども、最初にこの関係についてはご報告を申し上げておきたかったわけでありまして。

また、祁答院町の問題につきましては、来る 3 月 30 日に住民投票が行われますけれども、この結果を踏まえて、町長さんとしても判断をして、いろいろと速やかなる方針を出してまいりたいという、力強いご返事をいただきましたので、了承いたしましたところでございます。

事務事業につきましても、1,700名の9つの市町村の事務方、職員の皆さん方が大変な事務事業についての取り組みをいたしておりまして、順調に、円滑に、事務事業の関係については、今日まで進められているところでございます。いろんな会議を開いておりますが、法定協については今日で4回目、幹事会等につきましては土曜日を返上しての会議も開いているところでございますし、それぞれ専門部会、あるいは小委員会等を含めるといって、延べ165回の会議、協議会が開催されているという実情でございます。

そういう中で、いろいろと4,000項目に渡ります事務事業の一本化等の作業が、どんどんこれから進められることとなります。

また、まちづくりフォーラムの皆さん方からの新市まちづくり計画についてのご提言等もいただいて、それらをできるだけ早い機会に新市建設計画策定の中に盛り込んでいかなければいけないと、かように思っているところであります。

どうか一つ、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいお仕事をたくさん持っておられる皆様方でございますが、これからもご協力、ご支援を賜りますように、心からお願いを申し上げる次第でございます。

なお、4月は地方統一選挙がございまして、この委員の中には、町長さん、議長さん、議員の皆様方、選挙をなされる方もいらっしゃるわけでございます。大変お忙しい時期になりますけれども、どうか再選を目指して、優秀な成績でご当選され、そしてまたこの会議の中で、まちづくりについての貴重なご提言を、あるいはご意見、ご示唆を賜りますように、心から皆様方の今後の素晴らしいご当選を祈念申し上げておきたいと思う次第でございます。

開会にあたりまして、経過を踏まえまして、ご挨拶を申し上げたところでございますが、本日の会議が実り多き会議になりますように、心から念じまして、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました

それではここで新委員のご紹介と委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。

新委員は、2月28日付で串木野市議会議長に就任されました、古川司委員でございます。

同じく2月25日付で串木野市助役に就任されました、永徳親久委員でございます。

同じく3月14日付で串木野市議会議長が推薦する議員として就任されました、上夷慶克委員でございます。

ここで、新委員に森会長から委嘱状の交付をお願いいたします。

森卓朗会長

委嘱状をお願い申し上げます。

委嘱状、古川司殿、串木野市議会議長、川西薩地区法定合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 15 年 2 月 28 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。平成 15 年 2 月 28 日、川西薩地区法定合併協議会会長、森卓朗。よろしく申し上げます。

委嘱状、永徳親久殿、串木野市助役、以下、同じであります。委嘱期間は平成 15 年 2 月 25 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。以下、同じであります。よろしく申し上げます。

委嘱状、上夷慶克殿、串木野市議会副議長。期間は平成 15 年 3 月 14 日から川西薩地区法定合併協議会解散日までとします。以下、同じであります。よろしく申し上げます。

司会者（川野眞司事務局次長）

ではここで、新委員を代表いたしまして、古川委員に一言ご挨拶をお願いいたします。

古川司委員

ただいまご紹介に預かりました、串木野の古川でございます。新委員を代表いたしまして、一言挨拶させていただきます。

川西薩地区の法定協議会委員の皆様方には、日頃から心を一つにして合併協議に精力的に取り組まれておられることを、心から敬意を表します。

さて、先ほど森会長からのお話もございましたが、現在、串木野市の動向につきましては、皆様方に変なご心配をおかけいたしております。その中で、私どもは本日会議に出席させていただき、ただいま森会長さんからの委嘱状を賜りましたが、あらためてではございますが、この協議会は任意協議会の設置後、関係市町村、9つの議会の議決を経て、手順を踏んでここまで来た法定合併協議会であり、その重みを強く感じているところでございます。

私どもは、この法定合併協議会の重みを尊重し、串木野市の代表として、新しいまちの誕生に向け、全力を尽くしてまいりたいと考えております。どうか今後とも皆様方によりしくお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

それではここで、会議の成立につきまして申し上げます。

協議会規約第 10 条の規定によりまして、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされております。本日の出席者数は 51 名でございます、半数を超えておりますので、この会議が成立していることを宣言いたします。

それでは、協議会規約第 10 条の規定によりまして、会長は会議の議長を務めることになっておりますので、森会長に議事進行をお願いいたします。

森卓朗会長

では、しばらく議長を務めさせていただきます。着席のまま、議事を進行させていただきます。

まず、傍聴者の皆様へ、今、お手元にあります傍聴心得をよくお読みになり、静かに傍聴して下さい。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては、発言の前に委員名を言ってから発言をお願いします。

本日の議題等につきましては、去る 2 月 27 日と 3 月 15 日の 2 回開催された幹事会でも十分協議をされていることを、お伝えしておきます。

では早速、議事に入りますが、議案第 10 号、合併協定項目（案）についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

事務局長の田中でございます。

本日の説明につきましては、資料 2 を使って申し上げます。右上のほうに四角囲みで資料 2 ということを書いてございます。

今後の委員の皆様からのご質問に対します答弁につきましては、次長、班長、あるいは所管の専門部会長がまいっておりますので、分担してやることもございます。よろしくお願いいたします。

それではまず、資料 2 を開いていただきまして、2 ページをお願いいたします。

ただいま議長から説明指示がございましたのは、表紙の裏になりますが、2 ページの会次第の 4 番目、4 . 議事（ 1 ）議案審議の 1 番目、議案第 10 号、合併協定項目（案）についてでございます。

なお、本日の議案審議は 6 件、その下のほうの協議事項が 2 件、報告事項が 4 件というふうになっております。

それでは、資料 2 を開けていただきまして、6 ページをお願いいたします。

資料 2 の 6 ページが、議案第 10 号、合併協定項目（案）についてでございます。

川西薩地区法定合併協議会における合併協定項目については、別紙の区分のとおり定める。平成 15 年 3 月 28 日提出。提出者は、川西薩地区法定合併協議会、森会長名でございます。

なお、以下の議案につきましても、提出日と議案提出者は森会長で、同じでございます。

本件につきましては、去る 2 月 13 日の第 3 回法定協で提案されまして、各市町村持ち

帰り、議会等開催の上、慎重審議の上、本日の議案として集約されております。

それでは、改めて7ページをお願いいたします。

合併協定項目につきましては、46区分で提案しておりますが、まず、上のほうにございますように、合併協議の大きな三本柱の一つでございます、左の通し番号の1番から4番目が基本的な事項の区分でございます。それから5番目から45番目までが、いわゆる一元化事項でございます。5番目の財産の取扱いから44番目、情報公開制度、45番目がその他事業というような区分に分けております。

この特に通し番号の5番から45番につきましては、去る3月10日に各市町村に比較データを送付してございまして、現在、専門部会、分科会で精力的な協議が進められております。

それから7ページの一番下になりますが、46番目が、新市まちづくり計画の区分でございます。会長からもございましたように、これにつきましてはすでに45名の委員の方から、本日、まちづくりフォーラムの提言として提言書の提出がございます。

この提言を受けました後、6月の計画骨子案の提言に向けた作業を進めてまいります。

これが前回提案いたしました46項目の区分でございまして、幹事会でも異議なく承認されております。

それから関連で、資料2の後のほうですが、32ページをお願いいたします。後ろのほうにありますけど、下のほうに32ページのところを開けて下さい。

参考的にご説明いたしますが、本日、この46区分をご承認いただけましたら、合併協定項目の協議順、46区分をどのような月に、どのようなやり方で協議していくかということの参考の説明を申し上げます。

32ページの左のほうに通し番号が、1番目が合併の方式、左隅が46番目、その他事業という区分になっておりますが、この46区分を置き換えております。それで、一番上のほうにございますように、この46区分を群、グループ、群れという字がございますが、それといつ提案するかということと、それから中ほどに、一番上のほうですが、決定月がいつかということ、それから所管する専門部会と分科会がどのようになっているかというのが、この一覧表でございます。

具体例で申し上げますと、例えば左の通し番号の10番目が、地方税の取扱いということになっております。左の通し番号の13番目が、高齢者福祉事業となっております。この4つの区分につきましては、B群、いわゆるBグループという括りでございまして、これから第9回、7月に開催されます第9回の協議会に提案いたします。そして、その間、持ち帰りまして、各市町村の対策本部、議会等の審議を経ます。さらに協議会といたしましては、協議会日より、ホームページで、この7月に提案されました素案を広報いたします。その持ち帰りの審議を経た後、決定月がB群につきましては9月になります。9月の第12回協議会で審議して決めていこうという区分になっております。

全て持ち帰り方式でございまして、参考までに32ページの説明といたしました。

以上で、議案第10号の説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第10号につきまして、事務局から説明をいたしましたが、これから委員の意見を求めます。どなたかご意見、あるいはご質問ございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なしという声も聞こえてまいります。お諮りをいたします。議案第10号、合併協定項目(案)につきましては、ただいま報告を申し上げましたとおり、承認することによりよろしくございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第11号、合併の方式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは議案第11号の説明を申し上げます。資料2の8ページをお願いいたします。

合併の方式について、合併協定項目1号「合併の方式」について、次のとおり提案するというものでございます。四角囲みの調整方針のところをご覧ください。

タイトルは同じく合併の方式でございしますが、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甌村及び鹿島村を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併(対等合併)とするということでございます。

この合併の方式を含みます基本4項目につきましては、昨年の任意協議会の段階で、申し合わせ事項として決定されている経緯がございます。

それから任協の段階では、合併の方式は白紙提案されまして、新設合併で昨年、承認されております。その任協の決定等を踏まえまして、新設合併、対等合併でご提案申し上げております。

9ページをご覧ください。あらためて参考資料の合併の方式でございしますが、項目のほうで、定義から法人格のことを書いてございます。真ん中が新設合併、今回提案の対等合併のところでございます。それから参考までに、編入合併、いわゆる吸収合併のところの区分を右のほうに書いてございます。

定義、法人格、合併市町村の名称の取扱いは、各々新設合併、編入合併によって異なっております。

それから議会議員のところは、定数のところは原則欄がございますが、現在、142名が法定数34名ということで、この規定は本年1月1日からこの34名の定数に施行されております。

それから開けていただきまして、10ページが合併先進地の状況でございます、10ページの上のほうが新設合併でございます、いわき市、つくば市、それから下段のほうが編入合併、吸収合併でございます、ご覧のとおり、様々な話し合いによりまして、新設合併、編入合併、各々先進地としては列記してございます。

以上で説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

議案第11号、合併の方式について、ただいまご説明を申し上げました。委員の皆様方のご意見、ご質問をいただきます。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますが、お諮りいたします。議案第11号、合併の方式につきましては、ただいま提案を申し上げました合併方式で決定することによろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声)

ただいま事務局の説明案のとおり、可決承認されました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第12号、合併の期日についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の11ページをお願いいたします。

議案第12号、合併の期日について。合併協定項目2号「合併の期日」について、次のとおり提案申し上げます。

四角囲みでございますが、合併の期日は、平成16年10月12日を目標としようとするものでございます。

これにつきましては、合併の期日は、昨年、第1回任協会議で、平成16年10月で提案され、第2回任協会議で承認された経緯がございます。

なお、本年に入りまして、去る2月27日の幹事会では、具体的な期日は空白のまま白紙提案いたしました。幹事会の中で、意見として、そもそも平成16年10月合併を延期できないかというのが、意見が出たということ、あるいは従前の期日を守るべきだという視点から、新市長選挙もあるので10月は変えられない、任協の申し合わせを重んじるべきであるというような意見も出されております。

そこで、再度、3月15日の幹事会で協議いたしまして、意見集約の上、今回の提案としております。

なお、これも検討の経過といたしまして、9市町村のうち8団体が平成16年10月内の合併目標でございました。

なお、10月12日と申しますのは、火曜日でございますが、ちょうど3連休明けの火曜日ということになっております。

開けていただきまして、この合併の期日の考え方は、ポイントとしては3つございます。

まず1点目が、平成16年の10月という時期についてでございます。2点目が、10月12日という期日について。それから連休明けという3点でございます。

まず12ページのほうにも任協の経過的なことと書いてございますが、基本的に任協の申し合わせを重んじて、10月ということにしておりますけれども、12ページの2番目にございますように、市民サービスのことも当然、第一に考えるべきでございますが、合併となりますと、平成16年の中途の決算が9市町村とも出てまいります。それから予算編成ということで、初めての大型予算ということで、17年度の予算編成も考慮する必要がございます。それから記載してございませぬけれども、合併後の16年度の暫定予算、あるいは本予算の作成ということも出てまいります。それから組織改革、人事異動等々、様々な準備作業が出てまいります。

それからもう一つ、書いてございませぬけれども、対等合併の場合でございましたら、合併施行後50日以内の新市長選挙ということとございまして、この合併の期日が住民サービスに支障が出ないように配慮する必要がございます。

そのようなことで、この12ページの4番目にございますように、基本的に現行法制は16年度の時限立法でございますので、17年3月31日までに合併する必要があるという視点。

それから5番目が、任協の集約的になりますけれども、本地区といたしましては、平成16年の10月の合併目標ということで、昨年、合意している次第でございます。

それから12ページの左のほうに、これもご案内のとりのモデルスケジュールがございまして、12ページの左下にございますように、がございまして、一般的に法定協議会設立準備から合併まで、最低22ヶ月必要ということで、全国の市町村がこれに向けて統一的なスケジュールで作業を進めております。

それからご理解いただきたいのは、本地区は法定協議会構成市町村9ということで、現時点、全国で3位でございます。数の多さが全国3位です。様々なサービスの違いがございまして、一元化に要するエネルギーということからも、この平成16年10月という合併目標は崩せない状況でございます。

それから、なお、他の法定協会の合併目標でございますが、日置地区6町につきましては平成16年10月ということ、それから鹿児島市地区につきましては、決定してございまして、

16年11月1日というふうにされております。

それから口頭の説明になりますけれども、2点目の10月12日と新市長選挙等でございますが、10月12日というふうに決定していただきますと、新市長選挙は合併施行後50日以内でございますので、平成16年11月30日までに実施となります。したがって、新市長が12月の新議会に登壇するという、あるいは17年度の初めての合併予算を新市長が査定できる、12月から1、2月になると思われませんが、そのような作業も新市長ができます。そのようなことも10月12日からは発生してまいります。

それから3点目の連休明けということでございますが、基本的に合併準備の作業が必要ですので、円滑な住民サービス提供のためには、電算システム、あるいは職員の事務室移動で、この猶予期間は必要でございます。

13ページをお願いいたします。

13ページのほうに、先進例の合併の期日等を書いてございますが、分かりやすいため下のほうから説明申し上げます。

今ほど申し上げましたように、13ページの下ですが、鹿児島市地区1市5町につきましては、平成16年11月1日目標ということで、月曜日でございます。当然、土日の休み明けということでございます。

それから上のつくば市が14年11月1日に実施しておりまして、金曜日、平日ですが、これは編入合併ということで、このようなふうになっているようでございます。

それからその上のさぬき市につきましても、14年4月1日で、ちょうどきりがいいのですが、この日はちょうど月曜日で、当然、前々日が土日で、猶予期間が取れるということでございます。

それからさいたま市が平成13年5月1日火曜日となっておりますが、これはちょうど5月の連休が関係しておりまして、前日までに3連休が入ってきております。

そのような状況で、幹事会の中で、電算情報部会長からも、電算システムの移行、テストなどのために、3連休明けの10月12日が望ましいという発言がありました。

それから最後のほうになりますけれども、この資料の一番最後をお開き下さい。資料2の一番最後、A3の折り込みがございまして、説明の最後とさせていただきます。

ただいまの平成16年10月12日合併目標の期日のことを申し上げましたが、見開いていただきますと、ちょうど真ん中に黄緑色の3月のところに線を引いてございますが、本地区、平成15年3月、現時点がこの黄緑のラインでございます。

それから後ほど事業計画で申し上げますけれども、赤色のところが16年3月でございます、ここが合併協定の議決、その前の2月が合併協定の調印ということでございます。

そして本議案でございますように、青色が16年の10月ということでございます。

また、関連説明になりますけれども、この16年10月の新市誕生という下に、六角形の表がございまして、この下のほうから、あらためてご覧下さい。

この合併施行を決めた前後に、このような膨大な作業があるという意味で列記してございます。あらためて重複ですが申し上げますけれども、六角形の下のほうから、新市長選挙、合併施行後 50 日以内ということで、当然、実施するためには大きな準備作業が必要です。それから 17 年度予算編成。それから 16 年度の予算編成、これは合併後の予算編成ということで、本予算になりますか、あるいは暫定予算の検討ということも出てまいります。それから決算監査がございしますが、現在の 9 市町村の 16 年度の予算を途中で打ち切る形で、決算の作業と決算監査が出てまいります。

このような膨大な作業が、合併施行日の前後に連綿として出てくるという意味で、この資料の説明をいたしました。

以上で議案の説明といたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第 12 号、合併の期日について説明をいたしました。これから質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

ご意見もないようでございますが、お諮りします。議案第 12 号、合併の期日については、提案のとおり決定することよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

議案第 12 号につきましては、合併の期日について、提案のとおり可決、承認されました。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第 13 号、新市の事務所の位置についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは資料の 14 ページをお願いいたします。

議案第 13 号、新市の事務所の位置について。合併協定項目 4 号「新市の事務所の位置」について、次のように提案申し上げます。

議案につきましては、市町村長調整会のことを踏まえまして、1 枚紙の別葉で配付してございますので、ご覧下さい。よろしいでしょうか。

(1) 新市の事務所(本庁)の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町 3 番 22 号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第 155 条に基づき、関係市町村内に置くものとする。

(2) 将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、交通の事情、他の官公署との関係など、住民の利便性を考慮し検討するものとする。でございます。

それから下段のほうに、参考といたしまして、地方自治法の第 4 条の規定を書いております。

ますが、第4条の2項にございますように、2項の後段から、住民の利用に最も便利であるよう、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。このような規定がございます。

それから支所、出張所の規定につきましては、下段のほうで、第155条に規定がございまして、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、1行下段に飛びますが、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。下から2段目になりますけれども、支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならないという規定がございます。

この事務所の位置につきましては、昨年、第1回任協で白紙提案されまして、第2回任協で、(1)にございますような同文で承認されてきております。

それから幹事会の経過を少し申し上げますが、2月27日の幹事会におきまして、平成16年の10月、合併施行時の新条例の規定の仕方といたしましては、(1)の規定にございますように、本庁の位置については、川内市神田町3番22号ということで、異論はございませんでした。

しかしながら、幹事の中から、新庁舎建設について、もっと議論ができないかという意見がございまして、再度、議論した経緯がございます。あるいは、その2月27日の幹事会でも、全体的な財政見通しから行けば、向こう10年内の新庁舎建設は厳しいのではという発言もありました。

そこで3月15日の幹事会で再度協議いたしまして、意見といたしましては、新庁舎建設までの間を、当分の間にできないかという意見もありましたが、提案のとおり、新庁舎建設までの間というのが、(1)のように記載されております。

それから問題になりましたのが、新庁舎建設について、新市成立後、検討しては、あるいは新庁舎建設を新市成立までに検討してはというような分かれた意見。あるいは新庁舎建設を新市まちづくり計画に登載して欲しいというような要望的な意見。あるいは新庁舎の検討の手法として、検討委員会方式、あるいは建設委員会方式の意見が出されました。

なお、この3月15日の幹事会の段階では、9市町村のうち、新庁舎についての検討を新市成立後に行う団体が7団体、新市成立までに行うという意見の団体が2団体ございました。

それから取り扱いといたしまして、3月15日の幹事会の取り扱いといたしまして、この新庁舎の検討を新市成立後に行うか、成立までに行うか、2案につきまして、本日の市町村長調整会に諮って、1案に絞ることが決定されました。

そこで、先ほどの本日10時からの市町村長調整会に2案を提出しましたところ、配付してございますように、将来の新市の事務所の位置については、新市成立後、検討するというので、全会一致で集約されております。

それで、参考的に説明を申し上げますが、15ページが現在の庁舎でございまして、15

ページの左のほうで、川内市から鹿島村までの市町村名、それから建設年度、敷地面積、延べ床面積、それから概要を備考欄に記載してございます。

それから次のページをお願いいたします。資料の16ページでございます。

16ページに、これも同じく先進例の取り扱いということで、北上市、ひたちなか市、あきる野市、篠山市、西東京市、各々本庁、支所の取り扱いについて列記してございます。

以上で議案第13号、新市の事務所の位置についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第13号、新市の事務所の位置について説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

帯田博美委員

樋脇の帯田でございます。

今、田中事務局長より、新市の事務所の位置についてということで、纒々説明をいただき、ほぼ内容的には納得をしたつもりであります。

がしかし、この文面を見た時に、1行目に、新庁舎建設までの間ということで、この条文を見る限りでは、新庁舎が建設されるのかなと、新庁舎建設までの間ということは、建設を目標に、その間まではというふうにも取れるようであります。

そこで、この文面の新庁舎が将来的にはできるのかどうか。ここではっきりと答えて下さいというのも少々無理かとも思いますが、説明の中では、なかなか新庁舎建設は厳しいかなというふうにも取れる説明もございましたし、厳しい厳しいというのは、どこでどのような作業が行われ、どこの段階でその厳しいという表現がなされたのか。全くもってこの新庁舎建設については、本協議会等々でも協議をした経緯もございませんし、厳しいとおっしゃるその内容について、もし答えられる範囲がありましたら、まず新庁舎を作るのかどうかということから含めて、ご質問をしてみたいと思います。

それと、先ほど説明の中で、理解はしたのですが、この条項の2番に、新市成立後ということで、さっきの首長会で全会一致で決まったということですが、私も樋脇町の合併の調査研究特別委員会の委員長を務めておりまして、去る3月24日に樋脇町でも特別委員会を開催したんです。その時の提案が2番目に、1番はこれでしたけど、2番目に、新市成立までにと、先ほど説明のあったとおりであります。この両案を最後に決議をしていただいたところ、全会一致で2番に是非ということで、樋脇町の特別委員会では決定を見たところであります。

先ほど説明で、先ほどの首長会で全会一致だということで説明を受けましたが、はたし

てそのまま持ち帰り、その方向ができるかなと、今、議長と相談をしたところでありました。それも含めて、合わせてご説明を賜りたいと思います。

森卓朗会長

ありがとうございました。事務局。

田中良二事務局長

帯田委員の質問につきまして、ご回答申し上げます。

新市の事務所の位置の規定につきましては、基本的には本庁舎の位置の規定で足りるわけですが、これも経過として説明申し上げますけれども、昨年の任意協議会の協議の、幹事会等の協議の段階で、新庁舎に言及した団体が3団体ありました。最初はこの文言は入っておりませんでした。その中で、いろいろ議論いたしまして、新庁舎建設までの間が入った経緯はございます。

それから昨年、これも任協の時でございますが、その説明の中で、「新庁舎建設という文言を挿入しているけれども、現時点でそれが必要可能ということではなく、このことについては法定協議会において、新市まちづくり計画の中で、必要性、財源的なことを検討して、位置づけられるか否かになる。」ということで、説明を申し上げております。

それから現在、平成15年3月28日でございますけれども、新庁舎建設の必要性とか、その規模、あるいは建設費、建設の可能性などについて、あるいは位置について議論できる時期ではないというふうに考えてきております。

それで現在時点、冒頭申し上げましたように、この法定協として、事務所の位置としてきちんと議論し、決定できるのは、来年合併時の位置であるというふうに考えております。

それからこの法定協は合併施行直前までであるわけですが、事務局に関わります、本庁に関わります法定協の協議の順番といたしましては、来年10月12日からの合併施行時から円滑な住民サービスを提供するには、まず現在の9市町村の役所、役場の施設をどのように活用していくかというのが、議論の1番目に必要ではないかというふうに考えております。

それからそういうことが議論され、決定してから、新市成立後に新しい体制の下で、新庁舎の議論というのが手順というふうに考えております。

それから財政問題につきましては、厳しい財政状況というのは、これはそういう発言があったということで、そもそもの合併協議の背景といたしまして、国県、市町村、全体的な財政見通しが厳しいということと、それからこの財政につきましては、現在、係長級の財政プロジェクトのほうで検討を進めております。そのような経過ということでございます。

それからいろいろな議論の中で、この限られた財源を、新庁舎ということではなくて、も

っと別な市民サービスに回せないかというような意見も、見方もあるようでございます。それが財政に関わる部分でございます。

それから手続きといたしましては、新市まちづくり計画を本日から、フォーラムの提言をいただきながら本格稼働していきますけれども、財政部会の分析等を踏まえながら、その新市まちづくり計画の中で、合併施行後 10 年内の計画として、新庁舎の必要性、可能性というのは議論されてまいります。

それからこの議案の取り扱いのことで、これも冒頭申し上げましたけれども、前回の 2 月 27 日の幹事会でも継続審査が、幹事会としての継続審査が出されまして、3 月 15 日に 2 案を出して、新庁舎の検討を新市成立後にするのか、成立までにするのかという 2 案を本日の市町村長調整会に出して、1 案に絞りなさいということでございましたので、その取り扱いに従って提出しております。

そして、ここに出されておりますのは、そういう経過を踏まえた議案でございますので、この議案を皆さんが審査していただきまして、委員の議決によって決定されていくことになります。以上でございます。

森卓朗会長

何か帯田委員、ご意見ございませんか。

幹事会の中でも、また、本日の先ほど開かれた首長の調整会議の中でも、いろいろこの問題についても、いろんな角度から意見を出していただいたところでありまして、2 団体が、今、帯田委員がご発言の中でありましたとおり、いわゆる新市スタート前に庁舎の位置は決めておくべきであるという案を指示しておられた団体が 2 団体おられました。

それからやはりこの問題は、新市がしっかりと決まってから、スタートしてから、庁舎の位置をやはり決めて、協議をして決めていくべきではないかというご意見の団体が 7 つ、これは持ち帰りいただいて検討し、そしてまた幹事会も 2 回に渡って開いて、そして本日、調整会議で意見が 2 つに分かれたと、7 対 2 だったということでの報告の中で、また、論議をしたところでございますが、新市まちづくり計画については、これからフォーラムの方々のご提言等を含めて、これから新市まちづくり計画を策定していくわけでございますけれども、その中で、この計画は概ね 10 年間の間に執行できる、実現できるものについて、盛り込んでいくという基本的な考え方があります。

それについて国も財政支援をしていくということになっておりますので、はたして新庁舎、10 年の間に、住民のニーズをまず優先して考えた場合に、ここまで、新庁舎の建設までたどり着けるかどうか、はなはだ疑問であるというご意見もあるわけでありまして。

まずは住民の必要な、一番急いでいること等から、まず財源に充てて、そして庁舎の関係については、その後、整備を当然していかなければならないと、私も考えております。

当分、川内市の庁舎を庁舎の位置ということで決めていただくわけでありましてけれども、

駐車場も狭隘でございますし、何せ合併いたしますと言うと、1,700 人の職員が誕生するわけでございますので、もちろん支所、出張所という庁舎もありますけれども、大方が本庁に入ってくるということになりますと言うと、対応ができないということも考えております。

しかし、新庁舎ができるまでは、それぞれ支所、出張所という呼び方で行くか、あるいはこれまでの市、町、村の庁舎を、いわゆるどこの 庁舎というような表現の中で、支所、出張所という表現でなくて、別の呼び方を、どこどこ合同庁舎とか、どこどこ庁舎というようなふうの呼び方にしていってもいいのではないかと。保健、福祉、土木、直接住民に身近なそういうものについては、やはり従来の中置かなければいけないのではなかろうかと。職員を配置しなければならぬのではなかろうかと。

このように考えたりして、いろいろ企画とか、いろいろ管理部門の、総務管理部門については、吸収していかなければいけないだろうと。そうしなければ、将来、1,700 名の職員を少なくとも類似団体の都市の人口 1,100 名ぐらいと比較しますと言うと、多いわけありますので、自然退職、退職に基づく整理ができるようにしていかなければいけない。これも 10 年間ぐらいの間に整理をしていかなければいけないということ等を考えますと、とりあえずはある庁舎をうまく利用して、そしてそういう中で住民サービスが非常にこれでは悪いということでありましたら、新市建設計画の中で、補正もできるわけでございますので、そういう中でご検討いただければいいのではなかろうかと。

こういうことが、いろいろと意見開陳がありまして、2 団体につきましても、本日の首長会議の中で、そういうことでやむを得ないのではないかというご意見をいただいて、ただいまの議案として提案をいたしているところであります。

いろいろありますでしょうけれども、ご理解いただけますでしょうか。

野久尾正徳委員

樋脇町の野久尾でございます。

今のお話を聞きまして、新市になった時に、庁舎の対応ができないんだと、こういうふうに、今、説明をされたわけです。そういう中で、各課の組織をどういうふうに位置づけをしていくかというものも、まだ決まっていないと。そういう中で、今、この 1 問題について、少数といえども、そういった町村があるという中で、なぜ今決定をしなくてはいけないのか。あと 3 ヶ月、5 ヶ月、そういう期間を置けない理由について、お尋ねをいたします。

田中良二事務局長

この本庁、支所につきましては、これから総務部会を中心に、その職員数、あるいは機能について協議がなされてまいります。

それから規定の仕方の問題でございますけれども、これは先ほども申し上げましたが、任意協議会の検討経過を踏まえ、まず議論の仕方としては3つほどございまして、冒頭申し上げましたように、対等合併の場合は、全て条例が失効いたしますので、来年10月の合併施行時に、本庁の位置をどこに規定するかということで、これが決めるべき法定協の大きな1つであるというふうに考えております。

それから新庁舎建設の必要性、可否につきましては、これから、今も取り組んでおりますけど、新市まちづくり計画の中で、総合的に議論されてまいります。

その時点でできるかどうかは分かりませんが、新市まちづくり計画の骨子案につきましては、本年6月にこの協議会に提案することになっておりますので、その中で主要事業となり得るかなり得ないかの判断はできるということでございます。

それから(2)の規定につきましては、これまでの幹事の意見を踏まえまして、このように将来の新市の事務所について議論し、規定してくれという議論がございまして、手順を踏んで、このような規定になっております。先ほども申し上げましたように、この(2)を出すことについては、各幹事、了解されておまして、その(2)が2案あるということに、ご理解いただきたいと思っております。

森卓朗会長

だから、なぜ、まだ後でもいいのではないかと、そのことについての見解、いわゆる基本4項目の1つについて、まだ後でもいいのではないかと、なぜ、今、その庁舎の位置について決定を、今、しなければならぬかというご意見もあるわけです。

田中良二事務局長

この本庁舎の位置の規定の必要性でございますけれども、これにつきましては、組織機構、あるいは電算システムの協議などを円滑に進めるために、基本的な項目は任協の段階から決めておく必要がございます。そういうことで、任協の段階でも4項目を申し合わせ、それから法定協としても、その申し合わせを尊重する形で、基本的な項目から、本日の会議から決定に入っていく手順を踏んでおります。以上です。

森卓朗会長

今申し上げたとおりですが、何かご意見がございましたら、どうぞ。

庁舎の位置というのは、大変、大事なことでございまして、庁舎の位置で、いろいろとこれまでの合併の時の、昭和の合併、あるいは明治の合併の時、やっぱり庁舎の位置で問題になったというふうに、記録に残されているようでもありますので、ここはやっぱり慎重にやらなければいけないと思っておりますが、とりあえず今の庁舎の位置を未来永劫にということではなくて、とりあえずスタートはここでやらざるを得ないではないかと。新庁舎の建

設については、早晩出てくる問題でありますので、それについては、新市のスタートの時点で協議をしていくことが、一番いいのではないかというのが、今日の首長会議での意見であります。

どうぞ、これについては、新市建設計画の中で、これから盛り込んで、そういう新庁舎のあれはどうするか、財政的な問題でどれぐらいのあれになるのか、組織等も考えて、検討していくわけでしょう。

田中良二事務局長

これからの特に新市まちづくり計画の中で、財政プロジェクト、政策プロジェクトでございますので、各全体的な中で、この合併に必要な事業の検討ということで出てまいります。

それからこの合併協定項目の審議をいただいておりますが、これは本年、先ほど申し上げましたように、46 区分を 10 のグループに分けて、各々提案、持ち帰り審議ですが、このことの 46 項目の個別の審議は、本年中にお願いするわけでございますが、来年 1 月に予定しておりますが、合併協定項目の一覧です。

本年の法定協議の審議決定を踏まえて、来年は 46 項目の全てにつきまして、その内容を再度、一括して提案申し上げ、持ち帰って審議して、合併協定項目の全てとして承認していただくということで、分かりやすく申し上げますと、個々につきましても、法定協の審議としては、もう 1 回、来年 1 回やるということでございます。以上でございます。

森卓朗会長

野久尾委員、帯田委員、よろしゅうございますか。もう忌憚のないご意見を出していただいて、ここはもう少し留保しておくとかいうご意見も出していただいて結構で、これが会議ですから。

少数意見であっても、これはもうそう言われるということ、また合併のあれもなくなってなくなりますので、少数意見も大事にしながら、そのために対等の合併で行きましょうということで、最初、スタートしているわけでありまして、これはもう今村町長さんも、今村委員も、今日、今、帯田委員が言われたようなことを言うておられますので、ご意見はもう十分、事務局も承知しております。

何かこの中で補完して入れておくという、表現を入れておくとか、何かそういうあれはございませんか。

(「議事進行」の声)

議事進行という声もあります。

では、ただいま少数意見であるというような、大変、ご遠慮なされたご意見であります。この関係については、十分、これからも新市まちづくり計画の委員会の中でも、十分

そういう趣旨を踏まえながら、検討をしていくということで、よろしゅうございますでしょうか。

ではお諮りします。議案第 13 号、新市の事務所の位置について、ただいまご意見等がありましたことについては、十分配慮しながら、とりあえず事務局が提案いたしましたことで承認をするということで、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第 13 号につきましては、ご承認をいただきました。ありがとうございました。

引き続きまして議案第 14 号、川西薩地区法定合併協議会平成 15 年度事業計画(案)について、議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは 17 ページをお願いいたします。

議案第 14 号、川西薩地区法定合併協議会平成 15 年度事業計画(案)について、ご説明申し上げます。

開けていただきまして、資料の 18 ページでございます。

本協議会の 15 年度事業計画(案)を列記してございますが、左のほうをまずご覧下さい。事業項目の協議会の開催でございますけれども、事業内容といたしましては、先ほども申し上げましたが、合併協定項目をグループごとに分けながら、提案承認をお願いします。それから大きな柱でございます、新市まちづくり計画の協議もお願いいたします。

基本的には、規定にございますように、原則第 2・第 4 木曜日開催ということで、日程調整をさせていただきます。

それから左のほうの 2 段目が、その前段といたしまして、助役、部課長等の幹事会を開催いたします。

その次が小委員会の開催でございます。現在、本協議会としましては、事業内容にございますように、新市名称に関する小委員会ということで、9 市町村から学識経験委員の方、各 2 名をお願いしております。

それから専門部会・分科会も一元化調整を開始していきます。

それから今と連動いたしますが、大きな作業でございます事務事業の一元化調整の事業を行います。真ん中の上の箱にございますように、すり合わせを行っていきますけれども、これにつきましては、備考欄にございますように、15 年 3 月、すでに今月から 3 月 10 日にデータを送付して、精力的に専門部会・分科会が開催され、事務レベルの調整は 6 月末で終了いたします。

それから真ん中のほうになります。事務処理マニュアルの作成、例規原案作成に係る準備作業、それから一番下の箱に地域情報化の計画の策定もいたします。

それから新市まちづくり計画策定事業につきましては、まちづくりフォーラムを開催いたします。中にございますように、まちづくりフォーラムにつきましては、本日、提言書をいただきますけれども、書いてございますように、提言の報告会を5月に東郷町で開催することとしております。

それから計画骨子案に対します広報広聴活動、これも後ほど説明いたします。

それから新市まちづくり計画の計画策定につきましても、右のほうの表で再度説明いたします。

それから左下の広報・広聴事業でございますけれども、引き続き協議会だよりの発行、ホームページの更新、それから各種団体等への説明を5月、6月の予定で計画しております。

それから一番下のほうですが、合併協定項目の内容につきまして、住民説明会を来年1月から2月に予定しております。

19ページをお願いいたします。

今ほど申し上げましたのを、少し小さくて見づらいですけれども、スケジュール表の一覧表でございます。

左のほう、今ほど申し上げました事業内容で、右のほうが4月から来年3月までの暦になっております。

特に左の真ん中のほうに、新市まちづくり計画策定がございますが、先ほど野久尾委員、帯田委員からご質問がございましたように、新庁舎等の必要性、可否につきましても、今後の協議になりますけれども、計画骨子案の提案を本年6月には行うこととしております。

それから住民との関わりにつきまして、新市まちづくり計画策定の中の計画骨子案に対する広聴活動ということでございまして、本年6月から7月にかけて、この骨子案の9市町村での広聴会を行います。この詳細につきましては、後ほど計画班長が説明いたします。

それから19ページの左下ですが、新市名称、会長の言葉にもございましたように、来週4月1日火曜日から新市名称の公募を開始し、2ヶ月間、5月31日までが応募期間となっております。

それから再度の説明になりますけれども、これからご審議いただき、一つずつ決めていきます合併協定項目の46項目の内容につきまして、住民説明会を開催いたします。この住民説明会につきましては、右のほうの平成16年1月の下のほうにございますが、この段階で本年の法定協議会の承認を踏まえまして、46項目につきまして住民説明会を9市町村、各市町村で開会することとしております。

それから説明の最後になりますが、右下のほうに平成16年2月、合併協定の調印、平成16年3月、合併協定の議決ということがございますが、これについて少し口頭で説明させていただきます。

ご案内のとおり、合併協議の最終的な手続きは、議会の議決でございます。この9市町

村の手続きとしまして、9市町村の議会の可決が合併の手続きの必須事項となります。それで、これまでこの合併調印と議決の時期を平成16年春とか、あるいは平成16年3月に調印で4月議決というような書類を作って、任協で説明してきた経緯もございます。それを本日の資料のように、平成16年2月に調印、3月に議決としたいということでございます。

理由を説明いたしますと、まず昨年の任意協議会の段階では、下甕村長選挙が、本来ならば平成16年3月に予定されておりました関係で、合併の議決を4月というふうにしておりましたけれども、その後、下甕村の状況によりまして、昨年12月に村長選挙が実施され、状況が変わってまいりましたので、合併関連の議決を1ヶ月早めた形で、本来の定例会、平成16年3月に定例議会に合併の議決をお願いしたいということで、このスケジュール表を作っております。そして、議決に先立ちます市町村長さんの合併調印を2月としております。

なお、本協議会が本日提出しております、平成16年2月調印、3月議決のスケジュールにつきましては、現時点、川西薩地区、日置地区、指宿地区、全く同じでございます。それから鹿児島地区の1市5町につきましては、同様でございます、平成16年の早い時期に調印、議決はその後とされております。

端的に申し上げますと、薩摩半島の4つの法定協につきましては、平成16年度の事務作業と合併の議決までのスケジュールはほぼ同じになってきていることを、ご理解いただきたいと思っております。

以上で平成15年度の事業計画(案)の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

ただいま議案第14号、川西薩地区法定合併協議会平成15年度事業計画(案)について説明申し上げましたが、これから質疑に入ります。ご質疑願います。

説明を聞いていけば、もう頭がこんがらがってくるような、いろんな作業を進めていかなければならないということではありますが、手順を追って、法定合併協議会として、いろんな事業計画案を計画どおり進めてまいりたいということで、ご提案申し上げております。

一応、事務局が提案いたしました、説明いたしました第14号議案につきましては、提案のとおり承認することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございますので、議案第14号につきましては可決承認されました。ありがとうございました。

引き続きまして、関連ではございますが、議案第15号、川西薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、事業計画に連動します、平成 15 年度の歳入歳出予算（案）を、議案第 15 号としてご説明申し上げます。資料の 20 ページからをお願いいたします。

まず歳入の部でございますが、資料の 21 ページをご覧ください。歳入のところは単位は千円でございます。

歳入の科目の款といたしましては、負担金、繰越金、諸収入で区分しております。

予算額につきましては、負担金のところが 81,711,000 円、繰越金として 10,000 円、それから諸収入として 1,000 円を計上しております。合計 81,722,000 円の予算でございます。

それから負担金につきましては、中ほどにございますが、9 市町村の按分ということでございまして、負担金の内訳としましては、ちょうど真ん中ですが、黒枠の左のほうに世帯割分というのがございます。この世帯割分につきましては、下段の の 1 番目に、協会だよりの発行に要する事業費がこの世帯割分でございます、この発行に要する費用が年度で 7,056,000 円でございます。これを 9 市町村の各々世帯数で按分いたしまして、このように分担しております。

そして均等割分が隣にございますが、それ以外の費用というのが、74,655,000 円でございます、これにつきまして、均等割で処置しております。

総額が 9 市町村合計で、負担金の予算と同額で、81,711,000 円でございます。

開けていただきまして、22 ページが歳出でございます。

基本的な歳出につきましては、平成 14 年度の法定協の区分と変わっておりません。

まず款につきましては、運営費、事業費、予備費に区分しております。

まず運営費につきましては、37,446,000 円でございます、目で申し上げますと、協会の会費を 13,509,000 円でございます。内訳といたしましては、協会委員の学識経験者の報酬、費用弁償等でございます。それから会議録作成の委託料、会場使用料でございます。

それから幹事会の会議につきましても計上しております。

それから小委員会の会議につきましては、報酬のところがございますように、新市名称選定の小委員会の皆様の委員報酬でございます。

それから本年は特に報償費といたしまして、新市名称の賞品枠といたしまして 300,000 円を計上しております。なお、これをご承認いただきましたら、5 月の新市名称の小委員会で、この内訳については協議決定していただくこととしております。

それから新市名称の募集の集計委託で委託料を計上しております。

それからその下のほうに事務局の運営費でございますが、事務局につきましては、特に今から事務が錯綜してまいりますので、臨時職員の賃金、それから需用費でございますように、コピーカウンター料、あるいは使用料及び賃借料につきましては、現在、川内市役

所の5階の間借りの形でございますので、フロアの賃借料等を計上しております。

事業費につきましては、44,176,000円でございますが、内訳的には、まちづくり計画策定事業費で16,200,000円、新市まちづくり計画の策定の委託と報告書作成でございます。

それから事務事業の調整につきましては17,140,000円、委託料を計上してございますが、地域情報化の策定ほかというふうになっておりますけれども、事務処理マニュアル等の準備作業の委託も予定しております。

それから広報広聴事業につきましては10,836,000円ということで、これも従前のおり14年度と同様でございますが、ホームページ、協議会だよりの作成委託費を計上しております。

予備費が100,000円でございますが、歳出の合計が81,722,000円でございます。

以上で平成15年度の歳入歳出予算(案)の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま議案第15号、川西薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)について、提案の説明を申し上げました。これから質疑に入ります。ご質疑願います。

何かご意見ありませんか。

特別にご質問もないようでございます。お諮りします。議案第15号、川西薩地区法定合併協議会平成15年度歳入歳出予算(案)については、提案のとおり可決承認することで、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第15号につきましては、提案のとおり可決承認されました。ありがとうございました。

では引き続きまして、協議事項でございます。

まず第1番目に、まちづくり広聴会実施要領(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

計画班でございます。まちづくり広聴会実施要領についてでございます。

実施目的、「新市まちづくり計画骨子案」について、同案に対する住民への広報と意見聴取を行い、協議会審議時の参考に資することと、住民の市町村合併に関する理解を深めていただき、地域の将来を考えていただく気運の醸成を図ることを目的に開催するものです。

主催は本協議会とし、運営は協議会の事務局が行います。

対象は関係市町村の住民であります。

実施期間については、ページの下、参考の表をご覧ください。

計画策定の流れで説明いたしますと、参考の欄3行目、6月26日、第7回協議会、計画骨子案の協議会への説明とございますが、この計画骨子案の提案後、6月27日から約1ヶ月間かけて実施いたしまして、8月、その広聴結果の報告をもって、協議会において計画骨子案のご審議を賜りたいと考えております。

11回目の協議会で審議をした後に、9月25日に予定されます第12回協議会において、審議結果を反映した修正案の提案、10月9日予定しています第13回協議会において、計画骨子案の審議決定という流れで予定しております。

つきましては、広聴会の標準的な会次第といたしまして、市町村合併制度、協議経過の説明の後に、計画骨子案の説明をし、住民の方々と質疑応答をするということと、7点目でございます、開催回数についてでございますが、基本的に9市町村全小学校区で1回以上開催することで、事前の調整をしているところでございます。川内市の19回、串木野市の12回をはじめ、合計57回を予定してございます。具体的な日程等については、これからの調整となります。

以上の内容で実施してよろしいか、ご審議いただきますよう、お願いいたします。説明は以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま、まちづくり広聴会実施要領(案)について、ご説明を申しました。これから質疑を受けます。ご質疑願います。

何かございませんか。

住民に対する広聴活動を展開していくということでございます。特別にご意見がないようでございますので、一応、この方向で進めさせていただきます。

では引き続きまして、まちづくりフォーラム報告会実施要領(案)についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

引き続き計画班でございます。

これからご報告していただきます、まちづくりフォーラムからの提言につきまして、この提言を広く報告することで、住民の市町村合併に関する理解を深めていただき、地域の将来を考えていただく気運の醸成を図ることを目的に、5月11日にフォーラム委員の皆様を主体とした提言報告会を行おうとするものでございます。

会場は東郷町の中央公民館を予定しております。

6点目に会次第がございますが、その4つ目にあります、まず新市の概要の説明をして

いただいた後に、6点目、パネルディスカッションを行い、このフォーラムの提言の検討過程での意見や思いを紹介しながら、討論していただきたいと考えております。

以上の内容で、協議会事務局はできるだけ裏方となり、フォーラム委員を前面に出した報告会にしたいと考えております。

フォーラム委員の皆様からは、協議会の委員の皆様へ、5月に開催するこの報告会にできるだけご出席いただき、今回の提言について、あるいはその思いについて、是非とも直接聞いていただきたいとの要望がございました。

以上の内容で実施してよいか、ご協議賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま、まちづくりフォーラム報告会実施要領(案)について、ただいま説明を申し上げました。何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

なぜ東郷町とするのかという意見も何もないですか。もっと真ん中ですればと言って、温泉が出る場所あるぞと。これはもうその担当のところ、まちづくりフォーラムのところでお決めになったわけですね。

古川英利計画班長

はい、フォーラム委員の方々と相談して、フォーラム自体は川内と串木野で主にやったものですから、では東郷でしたらどうかということで、東郷町さんでさせていただくことになりました。

森卓朗会長

順次何かこう会議をする時は、持ち回りをしていこうということで、大変、気配りもしているようであります。何かご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございますので、まちづくりフォーラム報告会実施要領(案)については、事務局が説明いたしましたとおりで実施してまいりたいと存じます。ご了承いただきたいと存じます。ありがとうございました。

次は報告事項でございます。3番目の報告事項。

まず第1点目、まちづくりフォーラムからの提言につきまして、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

古川英利計画班長

事務局のほうで経過の説明をさせていただいた後に、中俣代表に提言の報告をしていただくという手順でよろしいでしょうか。

それでは、まちづくりフォーラムからの提言をいただきますが、これは計画策定のフロー図が 25 ページにございます。

先ほどから事務局長のほうで説明しておりますが、新市建設計画の策定手順につきましては、これまで将来構想の住民アンケートを任意協議会で 12 月に行いました。また、住民、職員からの提言も 1 月 31 日を締め切って、やったところです。そして今回、フォーラム委員による、まちづくりの検討を 1 月 10 日から 5 回に渡って検討していただき、本日、提言していただく運びになりました。

これによりまして、計画骨子案の策定作業に着手するという手順になります。計画策定の材料といたしましては、ほぼ整ったということで、これから作業に着手し、専門部会での検討を経て、先ほど言いましたように、6 月の協議会で計画骨子案を提案したいと予定しているところでございます。

このフォーラムは、住民代表 45 名から構成されておりますが、その間、協議会事務局は一切口をはさまず、自由に検討していただきました。

提言書は、お配りした資料の 3 となります。これから協議会の会長へ提言書を提出する前に、中俣知大代表に提言していただきたいと思っております。中俣代表、よろしく願います。

中俣知大代表

まちづくりフォーラムの代表を仰せつかっております中俣と申します。よろしく願います。

今日は協議会の最初のほうから出席してもらいましたけれども、合併という大きなうねりに向かって、おごそかに会議が進行していっているんだなということを感じました。

まちづくりフォーラムとしては、1 ページ目を開けていただいて、内容を分かりやすく簡単に説明させていただこうと思っております。

目次を開けていただきますと、番からまちづくりフォーラム提言に当たってというところがありますが、細かいことは読まないことにいたしまして。番のグループ案というほうから、ちょっと説明しますが、グループ案というのが、社会基盤グループ、生活環境グループ、保健福祉グループ、産業経済グループ、それから教育文化グループの 5 つのグループに分かれて、協議してまいりました。

各市町村から 5 名ずつの代表でしたので、各市町村から 1 名ずつが、この各分科会グループに所属して、住民代表が配備されたということになります。

例えば社会基盤グループの 7 ページを開けていただけませんか。7 ページを開けていただきますと、ギリシャ文字の 番の下に算用数字の 1 がございます。その下に・(黒ポチ)がついております。黒い小さな丸。この・印が実際のフォーラム委員からの意見です。できるだけ原形を変えないように、言葉が下手なところもありますけれども、原形を変えな

いように取り上げてあります。

この・が、実はずっとグループごとに152ございます。152の・をだらだらと列記しても読みにくいということで、これを例えばギリシャ文字の、「どこへも便利・どこからも便利」という大きなタイトルがありますが、7ページです。その下に算用数字の地域内アクセスという言葉で、49の項目に整理しました。

このギリシャ文字のの中の1、2、3ございます。これを各グループまで全部足していけば、49の項目になります。49の項目でも一目で見てもらうのは非常に難しいことでございます。

そこで、これらの49の項目をまとめたのが、ギリシャ文字になります。今の7ページで、例えば「どこへも便利・どこからも便利」というギリシャ文字のタイトルがございます。これが5つのグループを通じて16個ございます。16個のテーマに整理したと見て下さい。

そしてその16個は、各グループごとのものになるわけですが、例えば社会基盤グループでは、「どこへも便利・どこからも便利」という言葉と、新しいまちを描こう「顔づくり・姿づくり・まちづくり」という言葉とございます。

この16個を、今度はグループを外しまして、ほどいてもう一回、概念別に整理してみました。そうすると4つの提言になります。それが目次の大きなタイトルの2番目、まちづくりフォーラムの提言、ここにギリシャ文字で4つにまとまっていますが、これは実は3ページを開けていただけませんか。3ページを開けていただきますと、「地域力」を育む、新しい地域創造プロジェクトというふうに1番目を囲ってございますが、この中の1番の、コミュニティ活動の維持と自治組織活動の強化という項目は、22ページの教育文化の番に相当します。22ページの教育文化の番というところに相当するということで、16の項目を概念別に整理したのが、この4つの提言ということで、できるだけ分かりやすく、早く、読みやすくということで、整理したつもりでございます。

そして、さらによく考えていくと、2ページに、まちづくりフォーラムの提言として、番、「地域力」を育む、新しい地域創造プロジェクト、番、「フェイス to フェイス」うるおいと安心創出プロジェクト、番、「潜在力」を発揮する、「産業活力」創生プロジェクト、番、「都市力」を創生する、都市飛翔プロジェクト。「都市力」という言葉は、我々で作った言葉です。いい言葉だと自画自賛、失礼いたしました。

この4つの提言を、さらによくじっと見ていくと、2つの視点に絞れてきたんです。これが1ページの黒枠で囲ってあります。

「地域力」を育み、新しい地域創造を目指すという言葉に大きく括れました。これはもちろん、各市町村が持っている地域の豊かさ、特性、残すべきもの、そういうものを大事にしなが、地域創造を目指していくというのが、大きな視点です。

それからもう1つは、「都市力」を最大限に発揮する。これは、合併によって13万とい

う都市になります。そこで都市になるということでの力を最大限に発揮していくという見方がございます。

それで、その2つの視点をまとめたのが表紙になります。表紙に戻っていただきますと、「地域力」が奏でる「都市力」の創出をめざしてという言葉にまとめて、できるだけ分かりやすいふうにまとめたつもりでございます。

ちょっと報告をしておきますが、フォーラム委員の委員会の第1回目では、非常に心配とか不安とか、そういう意見が会議の半分ぐらい時間を占めました。自分達が何をやっていいのか、実は分からない状態で、この合併について語ろうということであつたのですが、やっぱり不安が先に立っておりましたが、事務局のほうの説明で、我々が決めるべきこと以外に、もっと他にも協議会という組織、いろいろ組織があつて、行政的なことは決める機関がちゃんとあるんだという安心をいただいて、我々はそのまちのこと、民間のこと、そういうことを語っていこうということで、どんどん熱気が入りまして、5回目では、皆もう合併したような気持ちになって、議論が進んだことを報告しておきます。

以上で報告を終わります。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。

中俣代表には、引き続き質疑に対する応答もよろしくお願ひしたいと思ひます。

なお、委員の方々からの質疑に関しましては、会長のほうに進行をお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

森卓朗会長

ただいま、まちづくりフォーラムの代表、中俣代表のほうから、まちづくりに対しましての新市まちづくり計画策定に関わります、まちづくりフォーラム提言をしていただくということで、提言書をいただく前に、ご説明をいただいたところであります。

何かこの件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。ご意見ございませんか。

詳細に渡り、いろいろ地域力とか、都市力とか、また、福祉の関係から、あるいはコミュニティの活動等、もういろんな分野から、角度から、45名のフォーラム委員の皆さん方がご提言をいただいて、ここにまとめ上げてあります。まだこれからいろいろと、このご提言をいただいて、新市まちづくり計画の中に盛り込んでいかなければならないものであります。

まちづくりフォーラム委員の皆さん方も、これからまたいろいろとご助言、ご示唆も、これからはいただけるものと存じますので、特別に何もなければ、これで中俣代表のほうからのご説明を終わりたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

中俣代表には大変ありがとうございました。

中俣知大代表

ちょっと補足させて下さい。一番最後のページに、フォーラム委員の構成メンバーをつけてございます。よろしくお願いいたします。

司会者（川野眞司事務局次長）

それでは、まちづくりフォーラムからの提言を、中俣代表から森会長へお渡しいただきたいと思います。申し訳ありませんが、ステージのほうへご移動をお願いいたします。

森卓朗会長（ステージ）

ただいま、まちづくりフォーラム委員 45 名の皆様方を代表して、中俣代表のほうから提言書をいただきました。いろんな観点から、都市力、地域力、あるいはコミュニティの関係等を含めまして、幅広く新市まちづくり計画の大きな要素となりますものにつきまして、ご提言をいただいたところでございます。

これから、このご提言を参考にしながら、新市まちづくり計画の中に盛り込んでいって、いい新市まちづくり計画が策定できますことを、心から念願するものでございます。

45 名の委員の皆様方には、1 月から 3 月まで、5 回に渡って、大変ご苦勞をいただきました。心から感謝を申し上げまして、御礼のご挨拶といたします。ありがとうございました。

森卓朗会長

あと少し協議事項が残っております。

次に 2 番目の「電算システム事業」検討状況についてを議題にいたします。簡潔に説明をお願いします。事務局。

村尾電算情報専門部会長

電算情報専門部会長の村尾です。よろしくお願いいたします。

3 の報告事項、の「電算システム事業」検討状況について、26 ページでございますが、簡単に説明いたします。

現在、市町村合併と同時に、現行の住民サービスを低下させることなく、電算システムを統合させることができますようにということで、電算システムの調整作業を進めております。

電算システム統合の先進事例でございますが、現況調査からシステム稼働まで、2 年から 3 年以上の期間を要しておりまして、2 年以内という事例はほとんどございません。当

協議会でも合併目標日まで余すところ約1年半ということになっておりますが、各システムごとに統合に向けた協議検討をできるだけ早めに進めていただけるように、事務調整作業を行っているところでございます。

それでは会議経過等について、若干説明いたします。

電算システムの具体的な調整につきましては、電算システム担当分科会、それから専門部会で協議を進めていただきまして、電算情報専門部会では、各専門部会と連携しながら、調整方針の素案を作成するということとなります。

これまで、電算専門部会、分科会におきましては、この資料にもございますとおり、各分科会で協議をしていただくための参考資料の検討や、助言の体制等について、協議を行ったところでございます。

今後の予定でございますが、3月から4月にかけて、電算システムに関わる各分科会、あるいは専門部会の調整協議を行っていただき、出されましたそれぞれの方針原案に基づきまして、その取りまとめを電算専門部会で行うこととなります。

これらを協議会事務局のほうで取りまとめいただきまして、調整方針案として、5月8日開催予定の幹事会におきまして協議をしていただきまして、それを調整したものを、5月18日開催予定の第5回協議会に提案する予定としております。

27ページでございますが、調整方針の先進例でございますけれども、こちらに4例ほどその調整方針案を挙げてございます。

当協議会の電算システム事業の調整方針案につきましては、先ほども説明いたしました、5月8日の幹事会で事前協議をお願いする予定でございます。よろしく願いいたします。

以上で簡単ではございますが、電算システム事業の検討状況の報告ということで、説明をさせていただきます。以上です。

森卓朗会長

5月15日と我々のプリントにはなっているが、君が言ったのは18日となっているが、どっちが本当か。

村尾電算情報専門部会長

調整したものは5月15日でございます。失礼しました。

森卓朗会長

5月15日、プリントのとおりでございますので、ご了承いただきたいと存じます。

何かこの電算システム事業検討状況について、ご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ご了承いただきたいと存じます。

次に「条例、規則等の取り扱い」検討状況についてを議題にいたします。事務局の説明をお願いします。

奥平幸己調整第2班長

調整2班でございます。私のほうから報告をさせていただきたいと思います。

先ほどの電算システム事業と、今回説明いたします条例、規則等の取り扱いにつきましては、5月15日提案、6月2日に承認をいただく予定になっておりまして、通常、1ヶ月半から2ヶ月の期間を置いて、住民の周知期間を取っての承認ということになっておりますが、この2つにつきましては、1ヶ月もない期間ということで、事前にその取り組み状況について報告をさせていただくところでございます。

それでは資料の28ページをお開き下さい。

1番目のところ、協議の内容にありますように、新設合併の場合、旧市町村の法人格が消滅するため、現在、9市町村で施行されています条例、規則等については失効することとなり、新市において新たに条例、規則等を制定する必要があります。

そして、新市における条例、規則等を制定するには、今後の各分科会、専門部会で協議され、法定協議会で決定をされていきます。各事務事業の調整方針に沿って、例規等の原案を作成していくこととなります。合併協議におきましては、例規等の原案を作成するための調整方針を事前に協議決定しておく必要があります。

そこで現在、2番目の事務の進捗状況にありますように、これまでに構成市町村内に施行されています条例、例規等の一覧表を作成しております。総務専門部会の文書法制・選挙庁舎管理分科会内に、例規作業部会を設置しております。この作業部会では、例規一元化業務内容の確認と、調整方針案について協議を進めております。今後、5月15日に、その調整方針案について、提案をさせていただくこととなります。

各構成市町村の条例、規則等を整理した結果が、3番目の現行例規数ということでございます。合計欄を見ていただきますと、構成市町村内には現在、3,760本が施行されております。また、ここには掲載してございませんけれども、一部事務組合にも400本強の条例規則等がありまして、今後、事務事業の一元化調整方針の決定と共に並行しまして、統合整備をしていくこととなります。

29ページをご覧ください。ここでは合併協定項目、条例、規則等の取り扱いの先進例を記載してございます。

一番上の篠山市の例を見ていただきますと、構成市町村で同一のもの、1団体のみ施行のものにつきましては、現行のとおりとし、また、類似数市町村に施行されているものについては、その条例等を基本に統一、また、事務事業の一元化調整方針の決定されたものについては、それぞれの方針に従って整理するとしておりまして、以下、3例の先進例に

ついても、ほぼ同じ内容となっております。

今後、これらの先進例も参考にしながら、作業部会を中心に、条例、規則等の取り扱いの調整方針案を協議していくこととしております。

なお、今、説明申し上げました、先ほどの電算システム事業と条例規則等の取り扱いの検討状況につきましては、今回、発行いたします合併協議会だよりの第3号にも掲載してございます。

以上で報告を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。

「条例、規則等の取り扱い」検討状況について、ただいまご説明申し上げました。何かこの件で、ご意見、ご質問ございませんか。

特別にないようでございますが、各市町村の現行例規数は3,760、一部事務組合を含めるといって、4,100からなるということでございますが、これらを調整をしてやっていくということでございます。大変な作業だと思いますが、ひとつ事務局でしっかりやっていただくようお願いしておきます。

一応、これで条例、規則等の関係の取り扱いについては、終わりたいと存じます。

もう一つ、最後に事務の進捗状況についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森園一春総務広報班長

事務局の進捗状況でございます。30ページをお開き下さい。ここでは各班長ごとに説明をさせていただきます。まず総務広報班からでございます。

協議会だよりでございます。前回、第2号を2月28日に発送しております。その中で、新市名称応募用紙を記載しております。来週4月1日からの新市名称の応募が始まります。第3号は3月、昨日、発送をしております。

ホームページでございますけれども、現在、去年の12月25日開設いたしまして、26日までアクセスが11,896件ございました。そして今日ですけれども、市町村合併につきまして、分かりやすく開設しました子供向けホームページ、せんせいさつキッズというのを開設してございます。その中で、楽しいパズルやクイズなども載っておりますので、その中でも新市名称の応募ができております。また後ほどホームページでも見ていただきたいと思います。

次に議事録作成でございますけれども、現在、3回の協議会がございまして、3回発送をしております。この4回の今日の分につきましては、4月中旬発送予定でございます。

それとここには載ってございませんけれども、視察状況でございます。1月29日から

3月19日までなんですけれども、11件88名の方が視察に来られました。奈良県、愛媛県、宮崎県、あとは県内でございます。以上で説明を終わります。

棚町健治調整第1班長

次、調整第1班です。事務事業一元化関係について、ご説明申し上げます。

事務事業の一元化、いわゆるすり合わせ作業のことでありますけれども、1事務事業ごとに調整個表、比較表の作成及び調整を行ってまいりましたけれども、3月10日に調整を終え、各市町村及び一部事務組合に送付いたしました。

2月28日から3月13日にかけては、3月から始まるすり合わせ作業のための市町村説明会を、3月10日から19日は、専門部会事務局との打合せを行っております。

今後の予定といたしましては、作成しました調整個表、比較表を基に、各専門部会及び分科会で、6月末までに調整方針原案を作成いたしまして、7月からの協議会にご提案いたしますけれども、例規、規則の取り扱いと電算システムにつきましては、先ほど説明がありましたように、5月の協議会でご提案したいと考えております。

古川英利計画班長

最後に計画班でございます。

ご覧のとおり、前回の協議会以降、会議を進めておりますが、組織部会では合併後の組織のあり方について、コミュニティ部会では合併後のコミュニティの組織のあり方についての調査研究を行っております。また、政策部会、財政部会では、合併後の財政の推計、それから新市まちづくり計画に登載すべき、具体的な事業、関係市町村が着手されている現在の事業等の調整を図っているところです。

今後の予定につきましては、先ほど報告事項の中で説明したとおりでございます。説明は以上です。

森卓朗会長

ありがとうございました。

ただいま事務の進捗状況について、ご説明を申し上げます。何かご意見、ご質問ございませんか。

(「なし」の声)

なしということでございます。ありがとうございました。

これで報告事項を終わります。4番目のその他、次回の開催日程についてを議題といたします。

満園健士郎事務局次長

今回の協議会の開催状況等について、ご説明申し上げます。31 ページをご覧ください。

今回の会議の開催につきましては、第5回の幹事会を5月8日、川内市の「サンアリーナせんだい」のほうで予定いたしております。

それから第5回の協議会を5月15日1時30分から、樋脇町の「グリーンヒル」で開催の予定といたしております。

なお、4月につきましては、統一地方選挙の関係で、4月は開催を計画いたしておりません。

それから15年度は、協議会といたしましては、5月15日を皮切りに、18回の開催予定でございます。幹事会は5月8日を皮切りに、18回の開催予定でございます。その他、新市名称候補選定小委員会につきましては、8月までに3回の予定でございます。

日程につきましては、33ページに開催予定日と場所を記載してございます。

なお、本年度は各市町を極力持ち回することで、会場を設定いたしております。特に7月3日の幹事会につきましては、里村で開催の予定をいたしております。以上です。

森卓朗会長

今回の開催日程等について、ご説明申し上げましたが、何かご意見はございませんか。

(「なし」の声)

ないということでございます。

2時間半に近い会議でございました。

ちょっと祁答院町長から手が挙がりましてので、祁答院町長、どうぞ。

今村松男委員

ちょっと皆さん、時間が来てそわそわされていらっしゃる...

大変心配をおかけしておりますが、30日に祁答院町で、鹿児島県初めての住民投票がございまして、いろいろと問い合わせもございます。皆様方にご迷惑をかけないつもりで、今、一生懸命頑張っておりますけれども、このことにつきましては、祁答院町ではなくて、梓組みの中から相当な応援、チラシ、電話、決起大会等が開かれてございまして、自分のまちづくりは自分のまちで決めようと、こういう気持ちでございましたが、その線なら皆さん方には迷惑はかけないのかなと思ってございましたが、後半になって、そのような動きが大変激しくございます。

そういう中で、今回の投票は、鶴田、薩摩、祁答院、宮之城、4町合併について、賛成か反対かと、こういうふうを書く投票でございまして、当然、私達は反対ということをしておりますが、皆さん方の中でも、どうぞ賛成でも反対でもいいですけれども、祁答院町のことにつきましては、その点をご理解をお願いをいたしたいということでございます、

30日には何とかいい結果を出したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げまして、挨拶させていただきます。

森卓朗会長

ありがとうございました。

2時間半におよぶ法定協議会の会議でございまして、大変、お疲れさまでございました。いろいろなご意見等も出ましたけれども、これからも県の地方課の合併推進対策室長さんも今日はお見えでございますし、川内総務事務所長さんもお越しでございます。県のご指導もいただきながら、事務局、田中局長以下19名のスタッフが、土曜日曜を返上、もう深夜まで毎日頑張っております。

大項目46項目、全体で4,000項目を超える事務事業の一元化等に対しまして、間違いのないように、現在、一生懸命取り組んでおりますので、どうかひとつ事務方の進め方については間違いのないように、会長としても指導監督をしながらやってまいりたいと思っておりますので、どうか皆様方におかれましても、これからいろいろお気づきの点等につきましては、ご助言、ご示唆、ご教示を賜りますように、お願いを申し上げる次第でございます。

冒頭、串木野の市長さんのお考えも申し上げました。特別にもうご挨拶はないということでございますので、どうか、来る3月31日までには、どうするかについて見解をはっきりするというところでございます。大変、心境、大変なお苦しみであろうかと存じますが、ただいま申し上げましたような事務事業の作業が進んでおりますし、また、日置グループにおきましても、いろんな作業が川内と同じペースで進んでおりますので、1日も早くご判断を賜りまして、そして一緒にできましたらこの法定協議会が進んでいきますならば、大変会長としてもありがたいと思う次第でございます。

串木野市長のご検討を期待申し上げ、また、ご在籍の皆様方のますますの法定協に対しましてご支援をお願い申し上げまして、とりあえずこの会議の座長の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

予定されました議事は、全て終了いたしましたので、ここでお知らせがでございます。

先日発表されました県の4月1日付人事異動で、東郷町の寺師助役さん、それから祁答院町の平田助役さんが、それぞれ県のほうへご転出されることになりました。ここで一人ずつご挨拶を賜ればと思っております。よろしくお願ひします。

寺師勉委員

時間も押しておりますが、それでは一言ご挨拶をさせていただきます。東郷町の寺師で

ございます。

昨年4月、勉強会が発足いたしました以来、任協、法定協をこの1年間、現在の行政の一番の懸案であります合併問題の議論に参加できまして、大変、光栄に存じております。大変、厳しいスケジュールの中ではございますが、夢のある新市まちづくり計画を策定していただきまして、目標どおり来年10月の合併が成就しますよう、ご祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

平田陽一委員

祁答院の助役の平田でございます。

3月の31日をもちまして助役を退任ということになりまして、本協議会のほうも退任させていただくことになりました。

任協の段階から、こういう非常に地域全体にとって大事な事項を決定する、こういう場に参加させていただきまして、本当にそのことをまた誇りとします。また、大変感謝を申し上げているところでございます。

今後は県政というところで、またちょっとスタンスが変わりますけれども、微力ながら県民の福祉のため、行政サービスの向上のために頑張っていきたいと考えております。

なかなか厳しいスケジュールで、今後、新年度に入りますと、特に運営がされていくということございまして、平成16年10月の合併に向けまして、大いに奮起が必要な時期でございます。そういう面で私は非常に恐縮いたしているわけでございますが、協議会の会員の皆様におかれましては、ひとつ健康に十分ご留意いただきまして、なお一層ご活躍いただければということで考えております。

今日は、このような場を与えていただきまして、本当にありがとうございました。

司会者（川野眞司事務局次長）

ありがとうございました。これまでのご尽力に心から感謝申し上げますと共に、川西薩地区への引き続きのご助言を賜りますよう、また、ますますのご活躍を心よりお祈り申し上げます。

それでは、これをもちまして、第4回川西薩地区法定合併協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区法定合併協議会会長